

## 神奈川県監査委員公表第 14 号

### 監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づき、請求人から提出された住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を次のとおり請求人に通知したので、これを公表する。

平成 27 年 5 月 19 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
神奈川県監査委員職務執行者	岩 本 一 夫

監第 11 号

平成 27 年 4 月 30 日

（請求人）  
岩田 薫 様

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
神奈川県監査委員職務執行者	岩 本 一 夫

### 住民監査請求に基づく監査の結果について（通知）

平成 27 年 3 月 4 日及び同月 16 日に受理した同日付け住民監査請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知する。

**第 1 請求に対する判断**  
請求を棄却する。

### 第 2 請求の内容

請求人から平成 27 年 3 月 4 日付け及び同月 16 日付けで提出された住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）は、同一の趣旨で、その内容は次のとおりである。

#### 1 請求人から提出された請求書の内容

(内容は原文「請求の要旨」及び「請求の理由」のまま。ただし、項目番号の一部付け替え等を行った。)

## (1) 平成27年3月4日付け請求書の内容

### ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課課長の濱野 潔は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成25年4月～26年3月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に神奈川県の予算から530,000円を政務活動費の名目で経費として振り込んできたが、自民党所属の議員の中村省司は、このうち前月の残金を含め、25年3月29日に255,150円、同6月28日に453,600円、同8月31日に425,250円、同11月25日に425,250円の計1,559,250円を、実態のない県政レポート印刷代金の名目で詐取したものである。前記中村は26年5月15日の期限までに議会局経理課の課長の濱野 潔に対し、会派を通じて「政務活動費支出伝票」を提出しているが、これに添付された鎌倉市小町1-6-5所在の「石井印刷株式会社」名の「中村省司事務所」宛ての領収書4枚はすべて偽造されたものであり、見本として出された「県政レポート」も1部だけワープロで偽装をつくろうため作られたものである。このことは自民党関係者の証言で請求人が得た事実であり、検察庁に刑事告発をすでにおこなっている。よって、議会局経理課課長の濱野 潔に、県議会議員の中村省司に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

### イ 請求の理由

請求人は、平成26年12月26日に神奈川県情報公開条例にもとづき、議会局経理課で25年分の自民党に関する政務活動費の支出伝票ほか提出書類の閲覧をおこない、必要な書類の写しの交付を求めた。25年度の収支報告書類は翌26年5月15日までの提出が各会派ならびに議員に義務付けられ、余った金員は5月31日までに県に返金するきまりである。したがって、請求人が前記請求の要旨記載の支出伝票を確認できたのは、この期日よりあとであり、支出日より1年を経過している。しかし、知り得たのは前記期日であるため、地方自治法の定める「正当な理由」に該当すると考える次第である。

請求人は、請求の要旨記載の領収書が虚偽のものである事実を以下の理由で得た。

- (ア) 自民党鎌倉支部の関係者が前記「県政レポート」は1部だけをワープロで作ったと証言していること。
- (イ) 15,000～30,000枚を印刷し配布したと領収書には記載しているが、鎌倉市民の誰もこれを駅頭ならびに自宅のポストで手にしたものがいないこと。
- (ウ) 市内のポスティング業者に確認したが前記「県政レポート」の配布を依頼された業者は存在しないこと。

(エ) 石井印刷株式会社に前記の印刷期日に大量に紙が搬入された形跡がなく、自民党鎌倉支部に印刷物が納入された形跡もない。関係者も目にしたことがないと証言している。

(オ) 自民党関係者が石井印刷株式会社の社名押印のある無記載の領収書用紙を前記中村省司に石井印刷代表取締役の石井照彦が手渡したと証言していること。

以上の理由から、本件の領収書は偽造されたものであることは明らかであるから、議会局経理課課長の濱野 潔に、中村省司に対して前記金員の返還を請求するよう求める次第である。

## (2) 平成27年3月16日付け請求書の内容

### ア 請求の要旨

神奈川県議会局経理課課長の濱野 潔は、神奈川県議会の自民党会派ならびに議員に平成23年4月～25年3月にかけて、毎月16日に指定された銀行口座に政務調査費（平成25年3月からは政務活動費）の名目で530,000円を振り込んできたが、自民党の会派所属の議員の中村省司は、このうちから、平成23年7月15日に496,125円、同8月15日に496,125円、同12月28日に595,350円、さらに、平成24年4月2日に595,350円、同7月31日に595,350円、同10月20日に510,300円、同12月28日に340,200円の計3,628,800円を実態のない県政レポート印刷代金の名目で詐取したものである。前記中村は平成24年5月15日ならびに25年5月15日の期限までにそれぞれの年度の「政務調査費（現政務活動費）支出伝票」を議会局経理課の課長濱野 潔に対し、会派を通じて提出しているがこれに添付された鎌倉市小町1-6-5所在の「石井印刷株式会社」名の「中村省司事務所」宛ての領収書7枚はすべて偽造されたものであり、見本として出された「県政レポート」も1部だけワープロで偽装をつくろうため作られたものである。よって、議会局経理課課長の濱野 潔に対して、前記の金員の返還を請求する措置をとることを求める。

### イ 請求の理由

請求人は、請求の要旨記載の領収書が虚偽のものである事実を以下の理由で得た。

(ア) 自民党鎌倉支部の関係者が前記「県政レポート」は1部だけをワープロで作ったと証言していること。

(イ) 20,000枚～35,000枚を印刷したと領収書には記載しているが、鎌倉市民の誰もこれを駅頭ならびに自宅のポストで手にしたものがいないこと。

(ウ) 市内のポスティング業者に確認したが前記「県政レポート」の配布を依頼された業者は存在しないこと。

(エ) 石井印刷株式会社に前記の印刷期日に大量に紙が搬入された形跡がな

く、自民党鎌倉支部に印刷物が納入された形跡もない。関係者も目にしたことがないと証言している。

(オ) 自民党関係者が石井印刷株式会社の社名押印のある無記載の領収書用紙を前記中村に石井印刷代表取締役の石井照彦が手渡したと証言していること。さらにこの石井は自民党鎌倉第1支部の会計責任者として神奈川県選挙管理委員会に届出がされている人物であり、中村と共謀して今回の政務調査費(現政務活動費)の詐取を計画し実行したと考えられること。

以上の理由から本件の金員は領収書記載の目的に使われたものではないことが明らかである。神奈川県職員の経理課課長濱野 潔は、前記各年度の金員について前記中村に「正当な目的に前記金員が使われていない」として返還を求めるべきであったが、これをしてこなかった。よって地方自治法第242条第1項の「公金の賦課・徴収及び財産の管理を怠る事実」に該当すると考える次第である。この「怠る事実」の状態は現在も続いており民法上の5年間の返還請求が可能である。よって、本件の職員措置請求を提起したものである。

## 2 請求人

氏名 岩田 薫

住所 神奈川県鎌倉市扇ガ谷4丁目6番6号

## 3 請求人から提出された事実を証する書面

(1) 平成27年3月4日付けで提出された書面(資料名は原文のまま。)

資料1 情報公開開示決定通知書ならびに平成25年3月29日～同年11月25日までの政務活動費支出伝票の写し

資料2 「中村省司県政レポート」と題した紙(平成25年6月10日発行、同9月1日発行、同11月20日発行)の写し

(2) 平成27年3月16日付けで提出された書面(資料名は原文のまま。)

資料1 平成23年7月15日～平成24年12月28日までの政務調査費支出伝票の写し

## 第3 監査委員の除斥

本件監査請求において、古沢時衛監査委員職務執行者は、本件監査請求の対象議員と同一会派であるため、法第199条の2の規定により除斥された。

## 第4 請求の受理

本件監査請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成27年3月4日付け及び同月16日付けをもって受理した。

## 第5 監査の実施

請求人から提出された2件の請求書は、同一の理由に基づくものであり、これら2件の請求を併合して監査することとした。

## 1 監査対象事項

法第242条第4項は、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」があると認められる場合は、必要な措置を講ずべきことを勧告しなければならない旨を定めている。これを踏まえ、自由民主党神奈川県議会議員団が政務調査費又は政務活動費の対象とした次の支出（以下「本件支出」という。）について、神奈川県議会局職員が管理すべき財産として、返還請求権が存在しているか否かを監査対象事項とした。

### 本件支出一覧

区分	支出年月日	支出額（円）	経費区分
平成23年度 政務調査費	平成23年7月15日	496,125	資料作成費
	平成23年8月15日	496,125	
	平成23年12月28日	595,350	
	計	1,587,600	
平成24年度 政務調査費	平成24年4月2日	595,350	
	平成24年7月31日	595,350	
	平成24年10月20日	510,300	
	平成24年12月28日	340,200	
計	2,041,200		
平成24年度 政務活動費	平成25年3月29日	255,150	
	計	255,150	
平成25年度 政務活動費	平成25年6月28日	453,600	
	平成25年8月31日	425,250	
	平成25年11月25日	425,250	
	計	1,304,100	

注）「平成23年度政務調査費」には、神奈川県議会議員選挙のため別途収支報告がなされた4月分は含まない。以下同じ。

## 2 請求人からの証拠の提出及び陳述

### (1) 平成27年3月4日付け請求書に係る証拠の提出及び陳述

請求人は、法第242条第6項の規定に基づく証拠の提出及び陳述を行った。

#### ア 証拠の提出

請求人から次の証拠の提出があった。（資料名は原文のまま。）

資料1 平成25年3月29日～同年11月25日までの政務活動費支出伝票の写し

資料2 「中村省司県政レポート」と題した紙（平成25年6月10日発行、同9月1日発行、同11月20日発行）の写し

資料3 平成27年3月3日付け横浜地方検察庁特別刑事部への告発状の写しならびに添付資料

イ 陳述の内容

請求人は、平成27年3月13日（金）に、神奈川県庁新庁舎2階の第二監査室において、監査委員に対する陳述を行った。

陳述の内容は次のとおりであった。

今回住民監査請求を請求させていただいた。本日付けで追加資料を提出させていただいた。これは横浜地方検察庁特別刑事部に3月3日付けで告発した告発状の写しである。これについては受付になっている。担当検事がこれからこの内容について捜査に着手すると思うが、検察庁にこの3月3日付けの告発状を提出した際に言われた。これについては刑事事件としての請求であるので、民事上の問題について、対応してもらいたいと。その場で言われたことは、できれば県の方で被害届を出していただきたいと。そしてまた、返還を求めるということをやってもらいたいというようなことを横浜地方検察庁から言われた。そこでその場で議会局に行き、この件を経理課長に述べた。そして告発したということも伝えた。被害届の件について述べたところ、議会局経理課長としては、提出されている領収書並びに県政レポートの写しが、こちらとしては虚偽ということで提出したわけだが、形式的には合っており、これが虚偽ということは見抜けないということであるので、今の段階で被害届は出せない。捜査が進み、これが詐欺容疑ということで告発しているので、詐欺罪ということが成立すれば、当然、何らかの措置はせざるを得ないのではないかというお話はいただいたけれども、議会局としては、この資料に関しては形式が合っているのでそのままということも伝えられた。しかし、監査請求という手段があるのではないかということも聞いた。そこでその場でこちらの二階の監査事務局を訪れ、監査請求を提出したいと述べ、ご承知のとおり、3月4日付けで監査請求を提起した次第である。

今後、監査委員の皆様方の判断により何らかの結論が出るかと思うが、私としては、これは県が本来返還を求めるということであるが、県民として代位請求ということで、裁判等を提起して、この分に関して返還を求めるということを考えている。これは民事請求である。刑事上は、先ほど言ったとおり、検察庁の捜査が今後進むと思うので、何らかの処分がなされるものと思うので、民事上の処分に関しても、住民として代位請求を考えているということも申し述べているが、県の良識を期待したいということであるので、監査委員の方で、勧告といった措置で出していただければ、私としては県の非常に誠意ある対応という風に捉えることができるのではないかと思っている。

今回の監査請求は、地方自治法で1年の時効があるので、実際であれば

支出日からは1年を過ぎている。しかしながら、この政務活動費に関しては、情報公開請求をしなければ入手ができない。情報公開の手續並びに書類が公開される手續の日数等を考えると、私、住民が知りえた日は支出日よりどうしても後になってしまうと。知りえた日から計算すると1年以内ということになっているので、地方自治法の定める正当な理由に該当するという事を考え、提起させていただいた次第である。

今回の件は、最近新聞等でも政務活動費についての報道がかなり詳しくなされている。本日付の紙面でも特集を組むような新聞も現れているが、兵庫県の議員が不正な請求を行い、これは逮捕、起訴され、返還をするというような騒ぎになった。神奈川県においてもそのようなことがあってはならないと考え、私の方で住民として情報公開請求をして入手した資料を精査した。その中で私は鎌倉在住であるので、鎌倉選出の自民党の選出議員の中村省司氏に関して、非常におかしな領収書の写しを何枚も発見した。この印刷代金と称されるものは、領収書が添付されているが、非常に大きな額で、今回の監査請求に関しているのは毎年150万円である。それ以外に、過去3年分を調べたので、3年分で言うと、総計510万を超える非常におかしな領収書を見た。というのは鎌倉の住民として、今回の領収書は、添付した資料にあるとおり、県政レポートを3万5千部から1万5千部印刷して市民に配ったという風になっているが、鎌倉市民何人にも聞いた。大体総数200人ぐらいにいろいろ聞いたが誰も目にした者がいないと。なおかつポストिंगの業者に聞いたが、これのポストिंगを依頼された業者は1軒もなかった。なおかつ鎌倉の戸数は7万戸だが、3万5千部で刷っていれば2軒に1軒はこれを目にしたはずだが、誰もこれがポストイングされたことを見ていない。駅頭で配布しているのも見たことがない。さらに自民党の鎌倉支部に話を聞きに行った。そうしたところ、自民党の鎌倉支部の関係者もこれを配るということをやったことがない。なおかつ、そこで思わぬ話を耳にしたが、これについては中村省司氏がワープロで1部だけ作り、県政レポートを印刷したという形にしたということを目撃しているという話を耳にした。なおかつ、この領収書だが、これを見てもらったところ、石井印刷株式会社の領収書になっているが、石井印刷株式会社代表取締役、今回検察庁への被告発人にも加えているが、石井照彦氏は自民党鎌倉第一支部の会計責任者として、神奈川県選挙管理委員会に届出がなされているということである。つまり身内の、しかも会計責任者の経営する会社の領収書を出させ、なおかつこれを見てもらったところ、この字体がすべて筆跡が同じ人になっているが、これは検察庁にも書いたが、空の領収書をもらい書き込みをしてこういうことがあったという風に書き込んだと。なおかつこの金額に関しては印字機で打ち込んだという風に聞いた。ということでなおかつこの印刷屋周辺でも、話の聞き込みをしたが、これだけの印刷をしていれば紙が当然印刷屋さんに持ち込まれ、そこから自民党の鎌倉支部に印刷物を届けなければならないが、そうした痕跡は全

くない。周辺の人にもそれだけの大量の紙が持ち込まれているということを見た人はいないと。この筆跡は鑑定をしてもらえば誰が書いたか明らかになると思うが、検察庁での告発容疑の中では、これは書き込んだものであるということで、これは検察官からも言われているが、一応詐欺罪で告発しているが、有印私文書偽造でも告発要件を付け加えてもらいたいということを言われている。ということで偽造の領収書の可能性が極めて高い。なおかつ、印刷の実態がない。ワープロで1部だけ作ってこれを刷ったという形を取ったということで、今後捜査が進み、もしそれが事実であるとすれば、まことに由々しき問題であると考え。一応情報公開で私の方で目にした領収書のコピーはここにすべてあるが、これだけで510万を超える金員になる。なおかつ詐欺罪の時効は7年であるので、7年分を合計すると、今の平成26年度分についてはまだ公開されていないが、同じように出されているという話を自民党の方から聞いている。そうすると、過去7年分で総額1,200万に相当する額が不正にこのように実態のないものに使われたということで請求がなされて、しかもその90%から80%が本人の手に渡っているということになる。これは県民としても誠に見逃すことはできないことであると考え監査請求をした次第である。このことに関しては、先ほど住民が誰も目にした者がいないということ、駅で配られたものを手にした人がいないということを申し述べたが、自民党関係者も、何人かに話を聞いた。その中の証言として、配ったことはない、それから自民党鎌倉支部にこの印刷物が持ち込まれたことはない、目にしたこともない。なおかつ、石井印刷が、社長が会計責任者であるので、一緒になってこのような形を取ったというような話を内部関係者もしているということを申し述べておく。

であるから、私はそこまで自民党の関係者から話が得られるとは思わなかった。これは監査委員の皆様方としてどこまで調査できるかは分からないが、自民党の鎌倉支部の関係者に事情聴取をしていただければ、そこら辺の証言は得られるものと確信している。これは検察庁に対しても、今後捜査が進む中で、関係者の事情聴取を是非していただきたいということは申し述べた。これは私の方で調査活動した中で、関係者が証言してくれているので、しかるべき形で、職権をもって事情を聞かれれば、証言はするものと確信をしている。

先ほど述べた県政レポートだが、確かに、これ形だけ見れば、このようなものを印刷したという風に見ることができなくもない。しかし、関係者が1部だけこれを作って今回のこの政務調査費支出伝票に領収書と一緒にこのように添付したという風に述べているので、極めて悪質というか、巧妙というか、これは県の経理課でも確認したが、形上は確かに整っている。これを作り、この支出をした、その按分率が90%、80%を政務活動費からいただきたいという形の手続になっているので、形上は全く確かに齟齬はない。しかし、こちらの領収書が空の領収書で、書き込みをして、しか

もその発行人である印刷会社の社長が会計責任者であるというような実態、それからこちらをワープロで1部だけ作って添付したということになると、誠にこれは県を騙したという風に等しく、しかもそれが、重鎮である県会議員が行ったということであれば、県民の一人として、これを見すごすわけにはいかないと考えた次第である。県の方は被害者という風に言えるかもしれない。確かに経理課長が仰るとおり、これは形上整っているため、このような形で会派を通じて出されれば、これは違うというようには言えない、というその主張もよく分かる。しかしながら、今回は内部のそういう証言があるので、これをこのまま、これは正当なものという風に見過ごして問題なし、とするにはあまりにも悪質ではないかという風に考える次第である。残念ながら監査請求では1年間、それから知り得る事実ということで今回、25年度分に関しての4件の領収書についての返還を求めるということを経理課長に対して措置を求めるとことにしたが、先ほど言ったとおり毎年これをやっているということは3年間の中で閲覧し、写しの交付を求めたので、明らかになっているので、残念ながら1年の返還ということであっても、県が、時効との勘案になるが、できる限りの返還を求めるという措置をしていただきたいという風に思う次第である。

各県で政務活動費に関しては問題となっているが、神奈川県においては、一応連絡会を作り、県議会の中でも議論されたと聞いている。しかし私たち県民からすれば、情報公開の制度を経なければこれを閲覧できないと。東京都のように情報公開を経なくても既に公開をするということを決めた議会もある。なおかつ、請求をして、その請求が正しければ支払を行うという形に変えた議会もある。神奈川県は毎月16日に53万円が自動的に振り込まれ、1年間を通して翌年の5月の末日に残金があれば返せばよい、というこの制度自体にも問題があるのではないかと考えている。是非、監査委員の皆様方においては、踏み込んだ見解を出していただいて、今後このようなことが起きないように措置を是非講じていただきたいと思う次第である。

陳述後に監査委員が陳述内容の確認を求め、請求人が補足した陳述の要旨は次のとおりである。

(本件監査請求が、公金の支出が不当であるという主張であれば1年以上という請求期限の制約が付くが、不当な公金の支出を問題にしているのではなくて、潜在的に生じているはずの返還請求権の行使を怠っているという主張であれば、1年という話ではなくなることは知っているかとの監査委員の確認に対し、)その解釈は、初めて聞いた。そういうことであれば、1年に捉われず請求権の行使を求めたい。

(領収書の紙自体は、石井印刷株式会社が作った領収書の紙かどうかを確認したかとの監査委員の確認に対し、)石井印刷株式会社が作った

ものと確認した。

(石井印刷株式会社の方が、不当に使うことを理解しながら、どういう数字を書いてもいいとして、空欄の領収書を中村省司事務所に渡したという主張かとの監査委員の確認に対し、)そうである。

## (2) 平成27年3月16日付け請求書に係る証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に関して、請求人から新たな証拠の提出はなく、また、陳述は行わない旨の申出があったので、陳述は実施しなかった。

## 3 監査対象箇所への調査

本件監査請求に関し、監査対象箇所として、政務調査費及び政務活動費(以下「政務調査費等」という。)の交付事務を所管する議会局経理課を選定し、平成27年3月24日(火)に第一監査室において、職員調査を実施した。

なお、議会局経理課職員は、議長から議会書記に任じられているとともに、知事から神奈川県職員に任じられている。

議会局経理課の主張の要旨は、次のとおりであった。

### (1) 政務調査費等の書類審査について

政務調査費について、会派から議長に提出された政務調査費収支報告書及び領収書その他の証拠書類(以下「証拠書類等」という。)(写)に対する審査は、「政務調査費事務処理の手引き(改正版)」に定められた「政務調査費の基本的な考え方」や「政務調査費の充実にあたっての運用指針」を判断基準としている。

また、政務活動費については平成25年3月に策定された「政務活動費の手引き」に定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充実にあたっての運用指針」を判断基準としている。

さらに、議長から知事に送付された政務調査費収支報告書(写)又は政務活動費収支報告書(写)及び証拠書類等(写)に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定(昭和45年規則第41号)に準じて行っている。

これらの審査に当たっては、用途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、証拠書類等(写)に明らかに目的外支出と認められる記載がある場合や計算に明らかな誤りがある場合を除き、適正であると判断している。

### (2) 本件監査請求に対する見解について

今回、請求人が違法又は不当に詐取されたとする主張の根拠として添付している事実証明書(本件支出に係る政務調査費支出伝票及び政務活動費支出伝票の写し並びに「中村省司県政レポート」と題した紙(平成25年6月10

日発行、同年9月1日発行、同年11月20日発行)の写し)を改めて確認したところ、問題はなかった。

本件においては、証拠書類等(写)から請求人の主張する事実を確認することは困難であり、議長に提出された証拠書類等(写)も適正であることから、政務調査費等の交付先である自由民主党神奈川県議会議員団に対して返還を求めることはできない。

また、本件は会派交付であるため、中村省司神奈川県議会議員は請求対象として不適格であると考えられる。

#### 4 関係人調査の実施

本件監査請求の趣旨は、本件支出が支出の原因のないもので架空のものであるとの主張である。そこで、本件支出が実際に行われたものであるか否かを確認するために、法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を次のとおり実施した。

##### (1) 自由民主党神奈川県議会議員団(以下「当該会派」という。)

本件監査請求に関し、本件政務調査費等の交付先である当該会派に対し、聞き取りによる調査を実施するとともに、本件支出に係る関係書類(政務調査費支出伝票及び政務活動費支出伝票、「中村省司県政レポート」と題した紙(以下「県政レポート」という。)、領収書、会計帳簿)の原本の確認を行った。

当該会派の説明の要旨は、次のとおりであった。

政務調査費の交付等については次のとおりである。

##### ア 当該会派に所属する議員への交付の時期

当該会派が交付を受けた政務調査費については、毎月一定額を各議員に直接交付する。

##### イ 各議員からの支出の報告

四半期ごとに提出期限を定めて、政務調査費事務処理の手引き(改訂版)に基づく政務調査費支出伝票及び支出を証する証拠書類等並びに政務調査費出納簿の提出を求めている。

##### ウ 政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者の業務内容

政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者は、慣例及び条例に基づき次のような業務を行っている。

##### (ア) 政務調査費経理責任者

各議員から提出された政務調査費支出伝票及び政務調査費出納簿をとりまとめ、会派としての政務調査費収支報告書及び会計帳簿を作成する。

なお、会計帳簿の作成に当たっては、各議員から報告された個々の支出が条例や手引きに反していないか、必要な書類が添付されているかを確認し、日付順、経費区分ごとに整理し作成する。(議員ごとには整理していない。)

##### (イ) 政務調査費監査責任者

各議員から提出された政務調査費支出伝票及び政務調査費出納簿の内

容を四半期ごとに監査する。必要に応じて政務調査費経理責任者へ問い合わせを行い、支出が適正であるかを監査する。

エ 報告の内容が不適格と判断された場合の取扱い

不適格と判断した政務調査費支出伝票及び証拠書類等を該当の議員に差し戻す。

なお、政務活動費の交付手続等については、上記の政務調査費と同一である。

(2) 中村省司神奈川県議会議員（以下「中村議員」という。）

本件監査請求に関し、本件支出に係る領収書のあて名人であり、また「県政レポート」の発行人である当該会派所属の中村議員に対し、文書及び聞き取りによる調査を実施した。

調査の結果は、次のとおりであった。

「県政レポート」の印刷代金の支払方法及び支払を裏付ける証拠書類の有無について調査したところ、全て現金で支払っており、当該会派に提出した領収書が証拠書類であるとの回答があり、他に証拠書類は提出されなかった。

また、「県政レポート」の配布については、市内全域のマンションや新興住宅団地を中心に、各地にある後援会のボランティアによってポスティングを行っているとの説明があった。

(3) 石井印刷株式会社

本件監査請求に関し、「県政レポート」印刷の受託者及び本件支出に係る領収書の発行者である石井印刷株式会社に対し、帳簿、書類その他の記録の提出を求めた。

調査の結果は、次のとおりであった。

石井印刷株式会社から総勘定元帳の提出を受け、確認したところ、本件支出に係る領収書の額の記載はなく、各期の売上げとして計上されていなかった。

なお、石井印刷株式会社代表取締役から、「県政レポート」は、口頭で注文を受け、印刷・納品した後、印刷代金は現金で受領し、石井印刷株式会社名の領収書を中村省司事務所あてに発行したが、会社の売上げには計上せず、個人の収入としたため、納品書、請求書、領収書の控えなど、印刷及び印刷代金の受領を裏付ける書類は現時点では一切ないとの説明があった。

第6 監査の結果

1 認定した事実

## ( 1 ) 政務調査費等の制度の概要

### ア 政務調査費等の概要

#### (ア) 政務調査費

##### a 法の規定

平成23年当時の法第100条第14項の規定により、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、交付額及び交付の方法は、条例で定めなければならないとされていた。

また、同条第15項の規定により、前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するとされていた。

##### b 本県条例等の規定

神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例（平成13年条例第33号、改正平成20年条例第42号。以下「政務調査費条例」という。）第2条、第3条、第9条及び神奈川県議会政務調査費の交付等に関する条例施行規程（平成13年3月27日議会議長告示第1号、改正平成23年4月12日議会議長告示第2号）第5条の規定により、政務調査費（交付対象経費：調査研究費、資料作成費等）は、議会の会派（所属議員が1人である場合を含む。）ごとに、会派、議員、会派及び議員のいずれかに交付する方法があり、会派に交付する場合は、議員1人当たりの月額53万円に、その会派に所属する議員の数を乗じて得た額を交付していた。

また、政務調査費の経理を明確にし、適正な取扱いを期すため、平成20年3月に「政務調査費事務処理の手引き」が策定され、その後平成23年4月に改訂版が策定された。

なお、中村議員が所属する当該会派は、会派に交付する方法を採用していた。

##### c 政務調査費事務処理の手引き（改訂版）の規定

###### ( a ) 政務調査費の基本的な考え方

政務調査費の執行に当たっては、次の掲げる事項を原則として、会派及び議員の責任において、適切に処理するものとされていた。

必要性、妥当性及び効率性の原則

透明性の原則

実費弁償の原則

###### ( b ) 政務調査費の充実に当たっての運用指針

政務調査費の支出に係る証拠書類等とすることができるものとして、領収書、レシート、銀行の振込金受取書、A T M利用明細書(控)、郵便局振込票兼領収書等が定められていた。

(c) 各経費別の運用指針

各経費別の具体的な事例や留意点が定められており、本件支出が該当する資料作成費については、具体的な経費として調査研究活動報告書、調査研究資料、政策要望書の作成費等が示されていて、1件につき5万円を超える資料作成費に政務調査費を充当する場合は、成果物を保存しておくものとされていた。

(イ) 政務活動費

a 法の規定

平成24年に議員活動の活性化を図るため、法第100条第14項及び第15項が改正され、従来「議会の議員の調査研究」に限定されていた「政務調査費」の交付の目的が「議会の議員の調査研究その他の活動」に拡大されるとともに、名称も「政務活動費」に改められた。

b 本県条例等の規定

上記aの法改正を受けて、政務調査費条例は、神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例（改正平成25年条例第42号。以下「政務活動費条例」という。）に改められ、平成25年3月1日の条例施行から従来の政務調査費に代わり新たに政務活動費として交付することとされた。

また、それに併せて、県議会議長が条例に基づく政務活動費の支出及び証拠書類等その他の政務活動費に係る書類の整備等に関する指針などを定めた「政務活動費の手引き」が策定された。

なお、政務活動費については、政務調査費の交付対象経費に新たに「要請陳情等活動費」が追加されたが、交付額及び交付の方法は上記（ア）bの政務調査費と同一である。

c 政務活動費の手引きの規定

上記（ア）cの政務調査費の考え方と同一である。

イ 政務調査費等の交付手続等

(ア) 政務調査費の交付手続等

政務調査費の交付手続等は次のとおりである。

a 政務調査費の交付決定

議長から当該年度の政務調査費の交付を受ける会派及び議員が政務調査費条例第5条第1項、第2項及び第3項の規定に基づく通知を受けたとき、知事は同条例第6条第1項及び第2項の規定により速やかに当該年度の政務調査費の交付決定を行わなければならないとされていた。

また、同条例第6条第3項の規定により、知事は、政務調査費の交付決定を行ったときは、速やかに会派及び議員に通知するとともに、その旨を議長に通知するものとされていた。

b 政務調査費の交付請求及び交付

政務調査費条例第8条の規定により、会派の代表者及び議員は、知事から交付決定の通知を受けたときは、速やかに当該交付決定に係る政務調査費の請求をし、知事は当該請求があったときは、毎月16日に当該月分の政務調査費を交付するとされていた。

c 政務調査費収支報告書等の提出

政務調査費条例第12条第1項の規定により、会派の代表者及び議員は、当該年度に係る政務調査費の収入額、支出額等を記載した政務調査費収支報告書及び当該支出に係る証拠書類等の写しを翌年度の5月15日までに議長に提出することとされていた。

d 政務調査費の返還

政務調査費条例第13条第1項の規定により、会派及び議員は、当該年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該年度において行った政務調査費の支出総額を控除して残余がある場合は、当該残余額を翌年度の5月31日までに返還しなければならないとされていた。

e 政務調査費の額の確定

当該年度の政務調査費は、交付額から返還額を差し引いた額をもって確定する。

また、政務調査費条例第12条第3項の規定により議長から政務調査費収支報告書の写し及び証拠書類等の写しの送付を受けた知事は、法第221条第2項の規定により交付金を受けた者に対して、その状況を調査することができることを踏まえ、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に準じて、収支報告書の内容や証拠書類等を確認し、政務調査費の額の確定を行うとされていた。

(イ) 政務活動費の交付手続等

上記(ア)の政務調査費の交付手続等と同一である。

ウ 政務調査費等の検証等

(ア) 政務調査費

a 政務調査費経理責任者、政務調査費監査責任者の設置等

政務調査費条例第10条第1項の規定により、会派に政務調査費を交付する方法を採る会派は、政務調査費経理責任者及び政務調査費監査責任者を置かなければならない。ただし、所属議員が1人である会派に係る政務調査費監査責任者については、この限りではないとされていた。

同条第2項の規定により、政務調査費監査責任者は、会派に交付する政務調査費の収入及び支出について監査を行わなければならないとされていた。

b 証拠書類等及び会計帳簿の整理

政務調査費条例第11条第1項の規定により、政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、証拠書類等を整備すると

ともに、その内訳を明確にした会計帳簿を備え置かなければならないとされていた。

(イ) 政務活動費

a 政務活動費経理責任者、政務活動費監査責任者の設置等

「政務調査費経理責任者」が「政務活動費経理責任者」、「政務調査費監査責任者」が「政務活動費監査責任者」にそれぞれ名称が変更され、根拠条例が改正された以外は、上記(ア) aの政務調査費の内容と同一である。

b 証拠書類等及び会計帳簿の整理

根拠条例が改正された以外は、上記(ア) bの政務調査費の内容と同一である。

(2) 本件支出に係る政務調査費等の交付の状況

ア 平成23年度政務調査費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成23年 5月1日	平成23年5月 16日から 平成24年3月 16日まで (毎月原則16日)	253,340	平成24年 5月15日	平成24年 5月24日
平成23年 11月25日				
平成24年 1月18日				

イ 平成24年度政務調査費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成24年 3月27日	平成24年4月 16日から 平成25年2月 18日まで (毎月原則16日)	243,800	平成25年 5月15日	平成25年 5月24日
平成24年 7月19日				
平成24年 9月26日				

ウ 平成24年度政務活動費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成25年 3月1日	平成25年 3月18日	22,260	平成25年 5月15日	平成25年 5月24日

エ 平成25年度政務活動費

交付決定日	交付日	交付総額 (千円)	収支報告書 受理日	額の確定を 行った日
平成25年 4月1日	平成25年4月 16日から 平成26年3月	267,120	平成26年 5月15日	平成26年 5月23日

	17日まで (毎月原則16日)			
--	--------------------	--	--	--

会派異動届提出により、交付対象議員数に変動があったことによるもの

### (3) 当該会派での手続

#### ア 各議員から会派への支出報告について

##### (ア) 報告の時期

当該会派では、四半期ごとに提出期限を定めて、各議員に対し、支出伝票、出納簿及び支出に係る証拠書類の提出を求めている。

##### (イ) 本件支出の報告内容

本件支出に係る支出伝票及び出納簿を確認したところ、内容は次のとおりであり、支出を証する書類として領収書が添付されていた。

##### a 平成23年度政務調査費

経費区分	支出年月日	金額(円)	成果物
資料作成費	平成23年 7月15日	496,125	県政レポート 平成23年7月20日発行
資料作成費	平成23年 8月15日	496,125	県政レポート 平成23年8月20日発行
資料作成費	平成23年 12月28日	595,350	県政レポート 平成23年12月1日発行

成果物の仕様

B4版 1枚(両面刷り)

・8月20日、12月1日発行分は青地の紙

・7月20日発行分は白地の紙

##### b 平成24年度政務調査費

経費区分	支出年月日	金額(円)	成果物
資料作成費	平成24年 4月2日	595,350	県政レポート 平成24年4月1日発行
資料作成費	平成24年 7月31日	595,350	県政レポート 平成24年7月20日発行
資料作成費	平成24年 10月20日	510,300	県政レポート 平成24年10月20日発行
資料作成費	平成24年 12月28日	340,200	県政レポート 平成24年12月16日発行

成果物の仕様

B4版 1枚(両面刷り)

・4月1日、7月20日、12月16日発行分は青地の紙

・10月20日発行分は白地の紙

##### c 平成24年度政務活動費

経費区分	支出年月日	金額(円)	成果物
資料作成費	平成25年 3月29日	255,150	県政レポート 平成25年3月20日発行

成果物の仕様

B 4 版 1 枚 (両面刷り) 青地の紙  
 d 平成25年度政務活動費

経費区分	支出年月日	金額(円)	成果物
資料作成費	平成25年 6月28日	453,600	県政レポート 平成25年6月10日発行
資料作成費	平成25年 8月31日	425,250	県政レポート 平成25年9月1日発行
資料作成費	平成25年 11月25日	425,250	県政レポート 平成25年11月20日発行

成果物の仕様

B 4 版 1 枚 (両面刷り)

- ・ 6月10日、9月1日発行分は青地の紙
- ・ 11月20日発行分は白地の紙

#### イ 本件支出の支払報告に対する当該会派の対応について

本件支出について、政務調査費条例第11条第1項又は政務活動費条例第12条第1項の規定に基づく会計帳簿を確認したところ、11件全てが支出として計上されており、政務調査費等の対象であった。

#### ウ 政務調査費等の収支報告

当該会派団長が同県議会議長に報告した政務調査費等の収支額は次のとおりであり、全ての年度において支出合計額が収入合計額を上回っていた。

##### (ア) 平成23年度政務調査費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
265,685,163円	253,340,234円	12,344,929円	0円

##### (イ) 平成24年度政務調査費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
258,970,333円	243,800,409円	15,169,924円	0円

##### (ウ) 平成24年度政務活動費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
25,632,729円	22,260,000円	3,372,729円	0円

##### (エ) 平成25年度政務活動費

支出合計額(A)	収入合計額(B)	差額(A - B)	残額
275,655,553円	267,120,318円	8,535,235円	0円

#### (4) 議会局による書類審査

政務調査費について、会派から議長に提出された政務調査費収支報告書及び証拠書類等(写)に対する審査は、「政務調査費事務処理の手引き(改正版)」に定められた「政務調査費の基本的な考え方」や「政務調査費の充当にあたっての運用指針」を判断基準としている。

また、政務活動費については平成25年3月に策定された「政務活動費の手

引き」に定められた「政務活動費の基本的な考え方」や「政務活動費の充當に当たっての運用指針」を判断基準としている。

さらに、議長から知事に送付された政務調査費収支報告書（写）又は政務活動費収支報告書（写）及び証拠書類等（写）に対する審査を、補助金の交付等に関する規則第13条の規定に準じて行っている。

これらの審査に当たっては、用途の内容、あて名、日付、金額、按分等の各記載事項について確認しているが、本件請求人が違法又は不当に詐取されたとする主張の根拠として添付している事実証明書（本件支出に係る政務調査費支出伝票及び政務活動費支出伝票の写し並びに「中村省司県政レポート」と題した紙（平成25年6月10日発行、同年9月1日発行、同年11月20日発行）の写し）を改めて確認したところ、問題はなかったとしている。

また、本件監査請求に係る職員調査において、本件支出に係る支出伝票を確認したところ、手引きで定める支出を証する書類は添付されていた。

#### **（５）印刷代金の支払**

中村議員への関係人調査の結果、「県政レポート」の印刷代金は全て現金で支払っており、当該会派に提出した領収書が証拠書類であるとの回答があり、他に証拠書類は提出されなかった。

#### **（６）印刷代金の入金**

石井印刷株式会社への関係人調査の結果、帳簿、書類その他の記録に印刷及び印刷代金の受領を裏付ける資料は一切提示されなかった。また、総勘定元帳には本件支出に係る領収書の額の記載はなく売上げとして計上されていないため、領収書の発行者である会社に入金された事実はない。

これについて、石井印刷株式会社代表取締役からは、支払われた印刷代金は会社に入金することなく個人の収入としたもので、実際に金銭の授受はあったとの説明があった。

#### **（７）「県政レポート」の配布**

中村議員への関係人調査の結果、「県政レポート」については、マンションや新興住宅団地を中心に後援会のボランティアによって配布をしていたとの説明があった。

## **２ 判断の理由**

本件監査請求は、中村議員が政務調査費等を充當した「県政レポート」に係る領収書は架空のものであり、「県政レポート」が作成・配布された事実がないにもかかわらず、議会局経理課長が中村議員に対して返還請求権を行使していないことが、法第242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」であるとして、議会局経理課長が中村議員に対して返還を請求する措置を求めているものと認められる。

そこで、本件支出が実際に行われたか否かを確認するために、中村議員と石井印刷株式会社の協力を得て関係人調査を行ったが、支出の事実を客観的に判断できる資料が乏しく、法で定められた監査権限によっては、本件支出の事実の有無を判断するには至らなかった。

このため支出の事実の有無を踏まえた判断はできないものの、仮に、請求人の主張どおり「県政レポート」に係る領収書は架空のものであり、「県政レポート」が作成・配布された事実がないとしても、上記1(3)ウのとおり、平成23年度、24年度及び25年度に、政務調査費等の交付先である当該会派が議長あてに報告した当該年度の収支報告書によれば、支出合計額は収入合計額を上回っており、本件支出を政務調査費等の対象外として整理してもなお上回ることから、返還額は発生しない。

したがって、本件支出による返還請求権は存在していないため、「違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実」は認められない。

なお、本件支出に係る審査についてみると、次のとおり不適切な点は認められない。

政務調査費等は、政務調査費条例第3条又は政務活動費条例第5条より、議会の会派ごとに、会派、議員、会派及び議員のいずれかに交付する方法が定められており、中村議員が所属する当該会派は、会派に交付する方法を採用している。

政務調査費等の交付を受けた当該会派は、政務調査費条例第11条第1項又は政務活動費条例第12条第1項の規定による会計帳簿の作成に当たり、所属議員に対し、四半期ごとの支払報告を求めており、本件支出に関しては、認定した事実に記載のとおり、支出を証する書類として必要な領収書や成果物が添付されており、支払報告の内容に不整合な点は認められず、当該会派が政務調査費等の対象と認め、本件支出に係る支出伝票及び証拠書類等を差し戻さなかったことに不適切な点は認められない。

また、議会局は政務調査費等の審査に当たり、手引きに定められた政務調査費等の基本的な考え方などの判断基準に沿って、使途の内容、あて名、日付、金額等の各記載事項について確認しており、本件支出を政務調査費等の対象と認めたことに不適切な点は認められない。

### 3 結論

以上のことから、本件支出について返還請求権は存在していないため、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとの請求人の主張には理由がない。